

神戸市バス利便性向上促進事業費補助金交付要綱

平成26年6月2日 制定

平成27年9月30日 改正

平成28年8月4日 改正

（目 的）

第1条 この要綱は、国が別に定める「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という）」及び兵庫県が別に定める「県土整備部補助金交付要綱（以下「県要綱」という）」に基づき、国、県と協調して、公共交通機関としてバスの利便性向上による利用促進及び路線バス事業の活性化を図る事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（補助金の交付対象者等）

第2条 神戸市は、この要綱に基づき補助金を交付することとし、その交付対象者（以下「補助対象事業者」という）、交付対象路線・系統、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第3条 補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び市長が別に定める添付書類を、市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第4条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、当該補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者にその旨通知する。

（実績報告）

第5条 補助対象事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、補助事業実績報告書（様式第3号）及び市長が別に定める添付書類を市長にその指定する期日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第6条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略するこ

とができる。

（補助金の請求）

第7条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助対象事業者から提出される補助金支払請求書（様式第5号）により補助金を交付する。

（補助金の経理等）

第8条 補助対象事業者は、補助金に係る経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿等を備えておかなければならない。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

（補助金の交付の取消及び返還）

第9条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取消又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 1 補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱等に基づく規定に違反したとき。
- 2 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

（加算金及び遅延利息）

第10条 補助対象事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を市長に納付しなければならない。

2 補助対象事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに返還しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を市長に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、加算金及び遅延利息の全部または一部を免除することができる。

（財産の処分の制限）

第11条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておくなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２６年６月２日から施行する。
この要綱は、平成２７年９月３０日から施行する。
この要綱は、平成２８年８月４日から施行する。

別表（バスロケーションシステム支援事業）（第2条関係）

補助事業名	バスロケーションシステム支援事業
補助事業の目的	バス利用者の利便性を高め、路線バス事業の活性化を図るため、国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金を活用しながら、バスロケーションシステムを導入する事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	一般乗合旅客自動車運送事業者
補助対象事業	次に掲げるすべてに該当する事業 ①インターネットを用いて、利用者が路線バスの現在位置情報や遅延情報を確認できるバスロケーションシステム整備事業（据え置き型の表示装置設置事業等は除く） ②生活交通路線を対象とする事業 ③国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（以下、「国要綱」という。）に定める、利用環境改善促進等事業を活用している事業 ④原則、兵庫県の県土整備部補助金交付要綱（以下、「県要綱」という。）に定める、バス利便性向上促進事業を活用している事業
補助対象経費	バスロケーションシステムの整備に要する経費を、関係市町毎の実車走行キロの比率によって按分して得た額
補助率	10分の1以内
補助金の交付額	補助金の額は予算の範囲内において、補助対象経費に補助率を乗じて得た額を限度とする。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
その他の事項	用語の定義や別表に定めないものについては、国要綱及び県要綱の定めるところに準じる。

別 に 定 め る 事 項
(バスロケーションシステム支援事業)

関係条項	内容
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) ・ 様式第 6 号 ・ 国要綱第 27 条の規定に基づき、国土交通大臣に提出した補助金交付申請書及びその添付書類の写し ・ 事業計画書(事業計画が複数年度にわたる場合は、計画全体が記載されているもの。ただし、国土交通大臣へ提出した補助金交付申請書の添付書類に含まれる場合は省略することが出来る。) ・ 県要綱第 3 条の規定に基づき、知事に提出した補助金交付申請書の写し (補助対象外の場合は不要) ・ 実車走行距離による按分を示した根拠資料 (様式任意) ・ その他市長が必要と認める書類
	(指定期日) 国および兵庫県への交付申請後速やかに申請
第 5 条 (実績報告)	(添付書類) ・ 様式第 6 号 ・ 国要綱第 33 条の規定に基づき国土交通大臣へ提出した完了実績報告書及びその添付書類の写し 県要綱第 11 条の規定に基づき、知事へ提出した補助事業実績報告書の写し(補助対象外の場合は不要) ・ 実車走行距離による按分を示した根拠資料 (様式任意) ・ その他市長が必要と認める書類
	(指定期日) 補助金の交付を受けようとする会計年度の 3 月末まで
第 11 条 1 項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) 国要綱第 41 条第 1 項の規定による別に定める期間

別表（バス IC カードシステム支援事業）（第 2 条関係）

補助事業名	バス IC カードシステム支援事業
補助事業の目的	利用者向け割引サービスの設定などバス利用者の利便性を高め、路線バス事業の活性化を図るため、国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金を活用しながら、バス IC カードシステムを導入する事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	一般乗合旅客自動車運送事業者
補助対象事業	次に掲げるすべてに該当する事業 ①他社のバス路線や鉄道との乗り継ぎ利便性を高め、バス輸送サービスの改善を図る IC カードシステム整備事業（三大都市圏や地方拠点で多く普及している 10 種類の交通系 IC カードと相互利用できるカードシステム導入に限る） ②生活交通路線を対象とする事業 ③国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（以下、「国要綱」という。）に定める、利用環境改善促進等事業を活用している事業 ④原則、兵庫県の県土整備部補助金交付要綱（以下、「県要綱」という。）に定める、バス利便性向上促進事業を活用している事業
補助対象経費	IC カードシステムの整備に要する経費を、関係市町毎の実車走行キロの比率によって按分して得た額
補助率	10 分の 1 以内
補助金の交付額	補助金の額は予算の範囲内において、補助対象経費に補助率を乗じて得た額を限度とする。 ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
その他の事項	用語の定義や別表に定めないものについては、国要綱及び県要綱の定めるところに準じる。 利用者向け割引サービスの設定などバス利用者の利便性について、市は補助事業年度又は補助事業年度の終了時に、事業者に対し、当該路線にかかる割引サービス等の事業計画の状況報告を求めることができる。

別 に 定 め る 事 項（バスICカードシステム支援事業）

関係条項	内容
第3条 (交付申請)	(添付書類) ・ 様式第6号 ・ 国要綱第27条の規定に基づき、国土交通大臣に提出した補助金交付申請書及びその添付書類の写し ・ 事業計画書(事業計画が複数年度にわたる場合は、計画全体が記載されているもの。ただし、国土交通大臣へ提出した補助金交付申請書の添付書類に含まれる場合は省略することが出来る。) ・ 県要綱第3条の規定に基づき、知事に提出した補助金交付申請書の写し (補助対象外の場合は不要) ・ 実車走行距離による按分を示した根拠資料(様式任意) ・ その他市長が必要と認める書類
	(指定期日) 国および兵庫県への交付申請後速やかに申請
第5条 (実績報告)	(添付書類) ・ 様式第6号 ・ 国要綱第33条の規定に基づき国土交通大臣へ提出した完了実績報告書及びその添付書類の写し 県要綱第11条の規定に基づき、知事へ提出した補助事業実績報告書の写し(補助対象外の場合は不要) ・ 実車走行距離による按分を示した根拠資料(様式任意) ・ その他市長が必要と認める書類
	(指定期日) 補助金の交付を受けようとする会計年度の3月末まで
第11条1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) 国要綱第41条第1項の規定による別に定める期間

(様式第1号)

第 号
平成 年 月 日

神戸市長 ○ ○ ○ ○ あて

住 所
団体名
代表者名 (印)

補助金交付申請書

平成 年度において、バス利便性向上促進事業(事業)

を下記のとおり実施したいので、

補助金 円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、

関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 事業の内容及び経費区分(別記)
- 2. 事業の着手年月日 平成 年 月 日
事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 3. その他添付書類

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注)収支の計はそれぞれ一致する。

様

神戸市長 ○○ ○○

平成 年度 神戸市バス利便性向上促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった、平成 年度神戸市バス利便性向上促進事業費補助金については、要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することと決定しましたので通知します。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付 第 号で申請のあったバス利便性向上促進事業(事業)とし、その内容は補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 補助金交付の条件は、交付要綱第8条(補助金の経理等)のほか、次のとおりとする。
 - 補助金の交付の目的に反して使用しないこと。
 - その他、補助金交付要綱に従って適正に使用すること。

(様式第3号)

補 助 事 業 実 績 報 告 書

第 号
平成 年 月 日

神戸市長 ○○○○ 様

住 所
団 体 名
代表者名 (印)

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった、
平成 年度バス利便性向上促進事業(事業)を
下記のとおり実施したので、補助金交付要綱第5条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1. 事業の内容及び経費区分(別記)
- 2. 事業の着手年月日 平成 年 月 日
事業の完了年月日 平成 年 月 日
- 3. その他添付書類

(注)申請内容を上段に()書き、実績を下段に記入する。

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。

2 市補助助金は、見込み額を記入する。

(様式第4号)

補助金額確定通知書

第 号
平成 年 月 日

(補助事業者名) 様

神戸市長 ○○○○

平成 年度バス利便性向上促進事業費補助金として、下記のとおり補助金を確定したので、通知します。

記

1 確定額 金 円

補助金支払請求書

平成 年 月 日付け 第 号により補助額の確定通知のありました
バス利便性向上促進事業にかかる補助金として、上記金額を請求します。

請求金額										円

平成 年 月 日

神戸市長 ○○ ○○ あて

申請者 所在地

名 称

代表者

印

口座振替依頼書	銀 行 支店名	銀行 支店	預 金 種 目	1 普通		2 当座			
			口 座 番 号						
	口座名義 (カナ 30 文字以内)								